

(4) 工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 23,765,000 円  
 LED 照明灯の基礎の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 23,765,000 円)

部 局 等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年 度	事 業 費 (補助対象事業費等) 千円 (25,536)	左に対す る国庫補 助金等交 付額 千円 23,765	不当と認 める補助 対象事業 費等 千円 25,536	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円 23,765
(308) 九州経済産業局	鹿 児 島 県	肝 属 郡 東 串 良 町 (事業主体)	石油貯蔵 施設立地 対策等交 付金	22～24	25,536 (25,536)	23,765	25,536	23,765

この交付金事業は、石油貯蔵施設の周辺地域における住民の福祉の向上を図るために必要な公共用の施設を整備するため、東串良町が、一般県道柏原池之原線、町道馬越俣瀬線等において、太陽光パネル付きの LED 照明灯を、平成 22 年度 14 基、23 年度 10 基、24 年度 12 基、計 36 基設置したものである。

照明灯の基礎の設計については、「道路附属物の基礎について」(昭和 50 年道企発第 52 号建設省道路局企画課長通達)等において、風荷重等を考慮することとなっており、風荷重の算定の基となる設計風速は 60m/s が標準とされている。また、「ポール基礎の安定計算法」(昭和 50 年建設省土木研究所)等によれ

ば、照明灯の基礎は、風荷重等から求められる基礎の前面地盤の水平地盤反力度<sup>(注)</sup>がその点における地盤の受働土圧強度を上回らないなどするよう基礎の側面幅、前面幅及び根入れ長を設計することにより、安定するとされている。

同町は、本件 LED 照明灯に係る工事の仕様書において、設計風速を 60m/s と定めていたが、基礎の形状、寸法等は特段示していなかった。そして、22 年度の請負業者は、基礎の側面幅及び前面幅をいずれも 0.8m、根入れ長を 1.0m と設計し、これにより施工していた(参考図参照)。また、23、24 両年度の請負業者は、いずれも前年度の設計を踏襲して施工していた。

しかし、同町は、上記の設計による LED 照明灯の基礎が設計風速 60m/s の風荷重に耐えられる強度を有しているかについての確認を行っていなかった。

そこで、本件 LED 照明灯の基礎について安定計算を行ったところ、36 基全てにおいて、基礎の前面地盤の水平地盤反力度がその点における地盤の受働土圧強度を上回っており、仕様書における設計風速 60m/s の風荷重に耐えられる強度を有していなかった。

したがって、本件 LED 照明灯 36 基(工事費相当額 22 年度 9,765,000 円、23 年度 7,140,000 円、24 年度 8,631,000 円、計 25,536,000 円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の強度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計 23,765,000 円(22 年度 9,300,000 円、23 年度 6,000,000 円、24 年度 8,465,000 円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において LED 照明灯の基礎の設計における安定計算の重要性に関する認識が欠けていたこと、鹿児島県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 水平地盤反力度 構造物を介して地盤に水平方向の力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。

(参 考 図)

